『ねんきん定期便』の見方ガイド（59歳の方用）

このパンフレットは『ねんきん定期便』をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした『ねんきん定期便』は、大切に保管しておいてください。

『ねんきん定期便』について

平成２７年１０月１日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成２４年法律第６３号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※　被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から『ねんきん定期便』をお送りします。

各実施機関とは下表の右欄に掲げる機関です。

公的年金制度と被保険者種別	『ねんきん定期便』を送付する実施機関
国民年金の第１号被保険者および第３号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者 （国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者 （地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者 （私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録をご確認ください。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。
ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

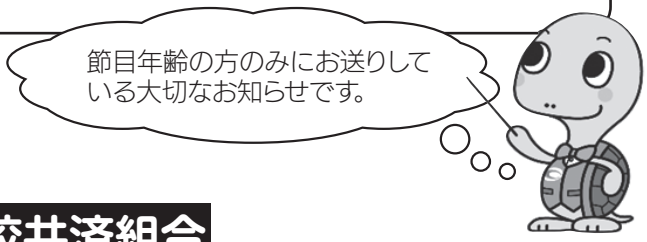

かめるん

公立学校共済組合

年金の制度・用語に関する説明

1　受給資格期間

老齢年金の受け取りには、原則として１０年（１２０月）以上の年金加入期間および合算対象期間が必要です。

［ 保険料納付済期間 ＋ 保険料免除期間など（※） ＋ 合算対象期間（カラ期間）＝ １０年（１２０月）］

（※）　保険料免除期間のほか、学生納付特例制度や若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます。）も「受給資格期間」に含まれます。ただし、年金額には反映されません。

2　合算対象期間（カラ期間）

（１）　年金制度への加入が任意であったため、年金制度に加入していなかった期間などのことをいいます。
例えば、２０歳から６０歳までの期間で、次の①～③に該当する期間などです。

① 昭和６１年３月以前の会社員の配偶者であった期間
② 海外に在住していた期間
③ 平成３年３月以前の学生であった期間

（２）　合算対象期間（カラ期間）は、受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

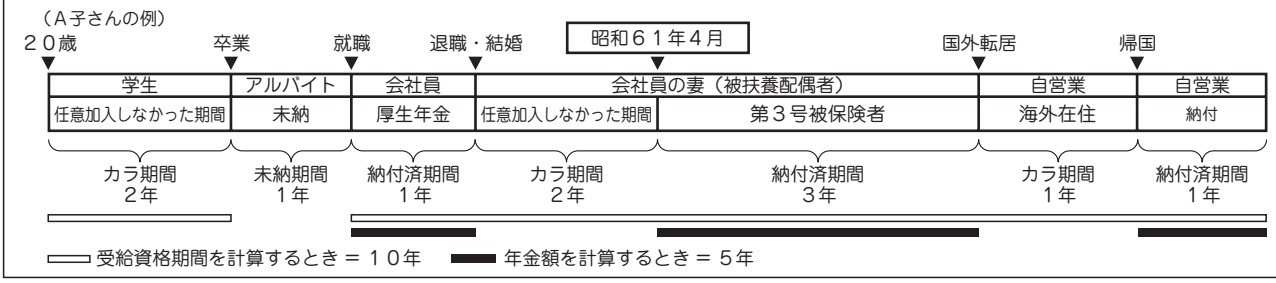

3　保険料免除期間の月数の考え方

保険料免除期間がある方の「保険料納付済期間」の月数は、免除の種類による保険料の負担額に応じて、次のとおり計算されます。なお、全額免除の場合でも、国庫負担分の年金が受け取れます。

（１）　平成２１年３月以前の期間については、国庫負担１／３で計算されます。

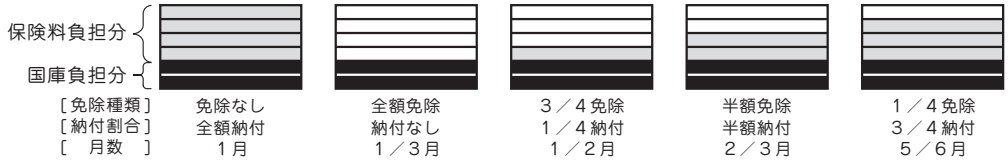

（２）　平成２１年４月以降の期間については、原則として、国庫負担１／２で計算されます。

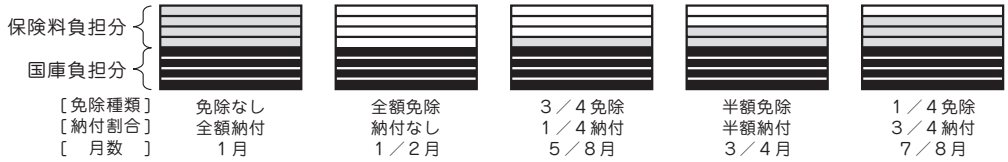

4　保険料未納期間などがある方へ

（１）　国民年金保険料は、納付期限から２年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

（２）　保険料免除・納付猶予（学生の場合は学生納付特例）は１０年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。（一部免除（半額免除、３/４免除および１/４免除）の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限ります。）

（３）　追納した場合のその期間は「納付」期間として取り扱います。

老齢厚生年金等の受給開始年齢について

◆　老齢厚生年金（経過的職域加算額を含む）および老齢基礎年金（国民年金）は原則、６５歳から受給開始となります。

６５歳

老齢厚生年金＋経過的職域加算額

老齢基礎年金（国民年金）

※　昭和４１年４月１日以前生まれの女性の一般厚生年金期間に係る老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間が１２月以上あり、かつ受給資格期間が１２０月以上ある場合には、生年月日に応じて６５歳前より受給できる特例があります。

年金加入記録確認のチェックポイント

年金加入記録に「もれ」または「誤り」はありませんか？
特にご確認いただきたい箇所は、B-3ページにおける次の期間です。

1　年金加入履歴を表示している前の期間

2　空白期間

3　年金加入履歴を表示している後の期間

以下の項目に該当するような場合は、記録の「もれ」または「誤り」が生じている可能性があります。

1～3の期間働いていた	☑　退職後、結婚し姓が変わった。 ☑　いろいろな名前の読み方がある。 ☑　事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。 ☑　事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 ☑　転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。 ☑　同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。 ☑　勤務先の会社が、その後、合併、社名変更または倒産した。 ☑　試用期間中に退職した。 ☑　保険の外交員、期間工などとして勤めていた。
1～3の期間働いていなかった	☑　学生であったが国民年金に加入していた。

お心当たりがある方は、お近くの年金事務所等にお問い合わせください。

1．これまでの年金加入期間

ⓐ 「国民年金第１号被保険者」欄

1　保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※　３／４免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

2　保険料を前納している期間は、この『ねんきん定期便』の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

ⓑ 「国民年金第３号被保険者」欄

現在、第３号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

1　国民年金の第３号被保険者とは

（１）　昭和６１年４月以降の期間において、年収が130万円未満かつ20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ。）に加入している配偶者（第２号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第３号被保険者」といいます。

（２）　第３号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第２号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

2　『種別変更届』の提出のお願い

（１）　第３号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第１号被保険者に該当します。
①　配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
②　ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
③　配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが６５歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

（２）　第１号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※　すでに種別変更の届出を行っていても、この『ねんきん定期便』の作成年月日までに日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）への登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

3　『特定期間該当届』の提出のお願い

（１）　実態は第１号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第３号被保険者として登録されている期間を「３号不整合期間」といいます。
この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。

（２）　この「３号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※　国民年金保険料は納付期限から２年を経過すると時効で納めることができません。

（３）　「時効消滅不整合期間」がある場合は、『時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届』を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりの方は、年金事務所にお問い合わせください。

ⓒ 「合算対象期間等」欄

1　「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

2　「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この『ねんきん定期便』では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※　この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

3　「特定期間」は、ご提出いただいた『時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届』により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

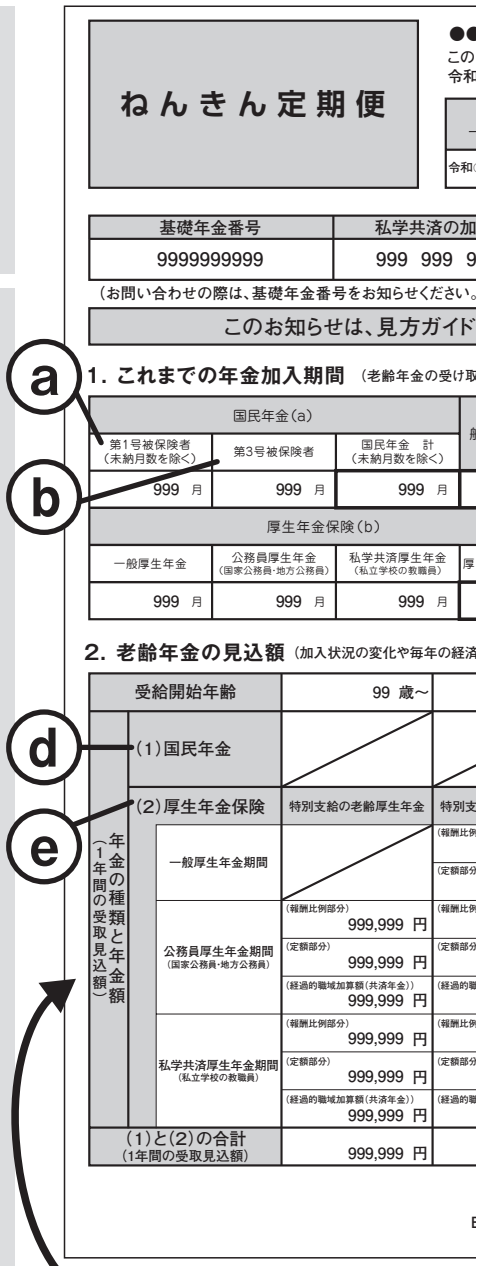

ねんきん定期便

●●
この
令和

基礎年金番号	私学共済の加
9999999999	999 999 9

（お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

このお知らせは、見方ガイド

1．これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取

国民年金（a）			
第1号被保険者（未納月数を除く）	第3号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）	
999 月	999 月	999 月	

厚生年金保険（b）			
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚
999 月	999 月	999 月	

2．老齢年金の見込額（加入状況の変化や毎年の経済

受給開始年齢		99 歳～	
(1)国民年金			
(2)厚生年金保険		特別支給の老齢厚生年金	特別支
年金の種類と年金額（1年間の受取見込額）	一般厚生年金期間		(報酬比例部分)
			(定額部分)
	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	(報酬比例部分) 999,999 円	(報酬比例
		(定額部分) 999,999 円	(定額部分
		(経過的職域加算額（共済年金）) 999,999 円	(経過的職
	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	(報酬比例部分) 999,999 円	(報酬比例
		(定額部分) 999,999 円	(定額部分
		(経過的職域加算額（共済年金）) 999,999 円	(経過的職
(1)と(2)の合計（1年間の受取見込額）		999,999 円	

a
b
d
e

「２．老齢年金の見込額」に

見込額が表示されない理由として、次の
ましたら、当共済組合にお問い合わせくだ
・「ねんきん定期便」に表示している受給
・同月内で重複している年金加入記録があ
・旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合または旧
・厚生年金保険に統合されていない農林共

障害給付や遺族給付の年

障害給付や遺族給付の年金を受け取てい
ができるようになったときに、どちらか一
取方法を選んでいただくことになります。
詳しくは、当共済組合にお問い合わせくた

便』の見方①

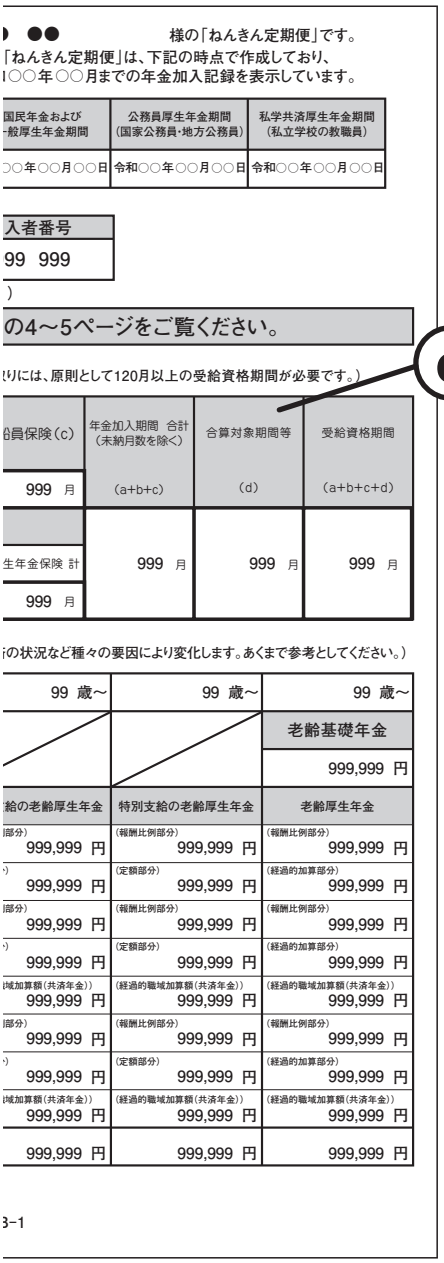

●●　様の「ねんきん定期便」です。
「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
○○年○○月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日

入者番号
99 999

）

の4～5ページをご覧ください。

りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

船員保険（c）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）	合算対象期間等	受給資格期間
999 月	（a+b+c）	（d）	（a+b+c+d）
生年金保険 計 999 月	999 月	999 月	999 月

の状況など種々の要因により変化します。あくまで参考としてください。）

99 歳～	99 歳～	99 歳～
		老齢基礎年金
		999,999 円
給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円
） 999,999 円	（定額部分） 999,999 円	（経過的加算部分） 999,999 円
部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円
） 999,999 円	（定額部分） 999,999 円	（経過的加算部分） 999,999 円
域加算額（共済年金）） 999,999 円	（経過的職域加算額（共済年金）） 999,999 円	（経過的職域加算額（共済年金）） 999,999 円
部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円	（報酬比例部分） 999,999 円
） 999,999 円	（定額部分） 999,999 円	（経過的加算部分） 999,999 円
域加算額（共済年金）） 999,999 円	（経過的職域加算額（共済年金）） 999,999 円	（経過的職域加算額（共済年金）） 999,999 円
999,999 円	999,999 円	999,999 円

3-1

c

こ「＊」で表示されている方へ

ことなどが考えられます。ご不明な点があり
さい。
資格期間の月数が120月に満たない。
る。
農林共済組合の加入期間の月数が240月以上ある。
済組合の加入記録がある。

年金を受け取っている方へ

いる方は、将来、老齢厚生年金を受け取ること
一方の年金を選択するなど、ご自身に有利な受
ださい。

2．老齢年金の見込額

1　老齢年金の受け取りには、原則として１２０月以上の受給資格期間が必要です。この『ねんきん定期便』の作成年月日時点で１２０月以上の受給資格期間がない場合は、老齢年金の見込額を表示していません。

2　老齢年金の見込額は、現在の加入条件で６０歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。

d 「（１）国民年金」欄

1　老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である６５歳から表示しています。

2　老齢基礎年金の見込額は、下記の期間の月数を基に計算しています。
（１）　国民年金の第１号被保険者期間（未納期間を除く）および第３号被保険者期間
（２）　厚生年金保険の一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）、私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）および船員保険の被保険者期間

3　老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。

e 「（２）厚生年金保険」欄

被用者年金制度の一元化により、公務員および私立学校の教職員の保険料や保険給付（年金）の計算方法などは、原則として厚生年金保険に統一されました。年金加入記録の管理や保険料の徴収、保険給付（年金）の決定および支給などの事務は、引き続き各実施機関（１ページ参照）が行います。このため、一般厚生年金期間、公務員厚生年金期間および私学共済厚生年金期間ごとに計算した老齢厚生年金および特別支給の老齢厚生年金の見込額を表示しています。
なお、離婚などにより、厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額が分割対象となった方は、分割後の標準報酬月額および標準賞与額を基に計算しています。

1　老齢厚生年金 欄
（１）（報酬比例部分）欄
厚生年金保険の加入期間月数及び標準報酬月額および標準賞与額に基づいて計算される金額となります。

（２）（経過的加算部分）欄
厚生年金保険の加入期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない２０歳前や６０歳以後の期間などに係る加算額として「経過的加算」が加算されます。

2　経過的職域加算額（共済年金）欄
被用者年金制度の一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金制度の一元化後の期間（平成２７年１０月以降）については職域年金相当部分の額が廃止されました。ただし、被用者年金制度の一元化前の期間（平成２７年９月以前）については、別途「経過的職域加算額（共済年金）」として、各共済組合等から支給されます。

※　特別支給の老齢厚生年金
老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は６５歳からですが、昭和３６年４月２日から昭和４１年４月１日までに生まれた女性に係る一般厚生年金は、厚生年金保険の加入期間が１２月以上あり、かつ受給資格期間が１２０月以上ある場合には、当分の間、生年月日に応じて６５歳より前に老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）を受け取ることができます。

（参考）これまでの保険料納付額

ⓐ 「（１）国民年金」欄

下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

1　付加保険料納付済期間は、付加保険料を含めて計算しています。

2　国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。

3　国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。

4　国民年金保険料の一部免除（１／４免除、１／２免除および３／４免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

ⓑ 「（２）厚生年金保険」欄

下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

1　各欄共通

（１）　被保険者負担額のみを計算しています。

①　厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、地方公共団体（事業主）と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には地方公共団体（事業主）が報酬または賞与から控除し、地方公共団体（事業主）がまとめて納めます。

②　折半する際の１円未満の端数の取扱いは、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

（２）　旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成９年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

（３）　旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成１４年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

2　「一般厚生年金期間」欄

（１）　産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

（２）　育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

（３）　３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

※　養育特例とは

子が３歳に達するまでの養育による勤務時間の短縮等に伴い、標準報酬が低下した場合には、年金額の計算上、低下前の標準報酬とみなすこととされています。

（４）　厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

右上へ続く ↗

このお知らせは、見方ガイドの

（参考）これまでの保険料納付額

ⓐ (1)国民年金

(2)厚生年金保険

ⓑ
一般厚生年金期間	
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	

これまでの保険料納付額【(1)＋(2)】

【備考欄】

ⓒ 退職一時金等返還見込額（公務員共済分）は、999,999
退職一時金等返還見込額（私学共済分）は、999,999円
上記以外に昭和34年1月より前の農林共済期間が10月
上記以外に沖縄農林通算期間が20月あります。
上記以外に沖縄農林断続期間が30月あります。

ⓓ 年金額のイメージ

①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
（例）70歳を選択した場合、65歳と比較して42%増額
75歳を選択した場合、65歳と比較して84%増額（最大）

XX，X

⚠ 繰下げ加算額を算定する際は、在職中による年金額の
されていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりませ
また、加給年金額も増額の対象とはなりません。

【公的年金シミュレーター二次元コード】
この二次元コードには、「ねんきん定期便」に記載されている
おり、厚生労働省が提供するWEBサイト（公的年金シミュ
試算ができます。
（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp）

B-2

ⓔ 【公的年金シミュレ

この二次元コードには、「ねんきん定期便
されており、厚生労働省が提供するWEB
見込額の簡易試算ができます。
（https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp）

便』の見方②

4～5ページをご覧ください。

	国民年金保険料（第1号被保険者期間）
	（累計額）　999,999　円
	厚生年金保険料（被保険者負担額）
	（累計額）　999,999　円
	（累計額）　999,999　円
	（累計額）　999,999　円
	（累計額）　999,999　円

円です。
です。
あります。

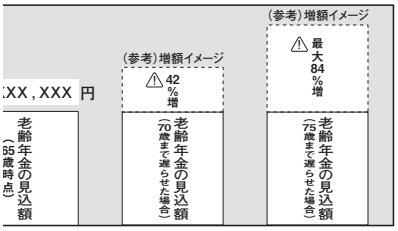

全部または一部が支給停止となった場合の支給停止と
ん。

年金情報の一部が収録されて
ーター）で年金見込額の簡易

二次元コード

e

ーター二次元コード】

更」に記載されている年金情報の一部が収録
サイト（公的年金シミュレーター）で年金

3　「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄

（1）　地方公務員共済組合の加入期間については、平成元年１１月以前は地方公務員共済組合内で掛金率が統一されていなかったため、ねんきん定期便（１０ページ参照）では、平成元年１１月以前の保険料は、保険料累計額には含めていません。

（2）　国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

（3）　養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置後の標準報酬月額を基に計算しています。（養育特例については６ページ参照）

（4）　国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和６１年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

（5）　国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。

4　「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄

（1）　産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

（2）　育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

（3）　３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。（６ページ参照）

c　【備考欄】

「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。

なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。

詳しくは、公務員共済分については、当共済組合に、私学共済分は、日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

d　年金額のイメージ

繰下げ請求をする際は、以下の内容について、十分ご検討ください。

1　在職中による年金額の全部または一部が支給停止となった場合の支給停止とされていた額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

2　加給年金額は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

<イメージ図> 65歳以降も引き続き被保険者であった方の場合

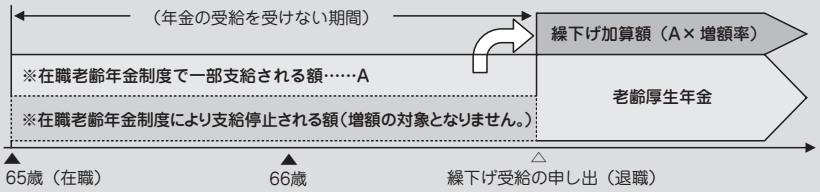

※在職老齢年金

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを「在職老齢年金」といいます。

ⓐ 「②加入制度」欄

加入した制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「③お勤め先の名称等」欄

1　「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種　別	該　当　者
第１号被保険者	日本国内にお住まいの２０歳以上６０歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第３号被保険者でない方）
第２号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、６５歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている２０歳以上６０歳未満の配偶者で、原則として年収が１３０万円未満の方

2　「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

3　「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

4　「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
（１）　年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
（２）　厚生年金保険に統合された旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合および旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

5　厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

≪厚生年金基金に関するお問い合わせ先≫

「厚生年金基金の加入期間が１０年未満」で脱退された方
▶　企業年金連合会（企業年金コールセンター）　0570-02-2666（ナビダイヤル）
（電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666）

「厚生年金基金の加入期間が１０年以上」で脱退された方または**「現在加入中」**の方
▶　現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

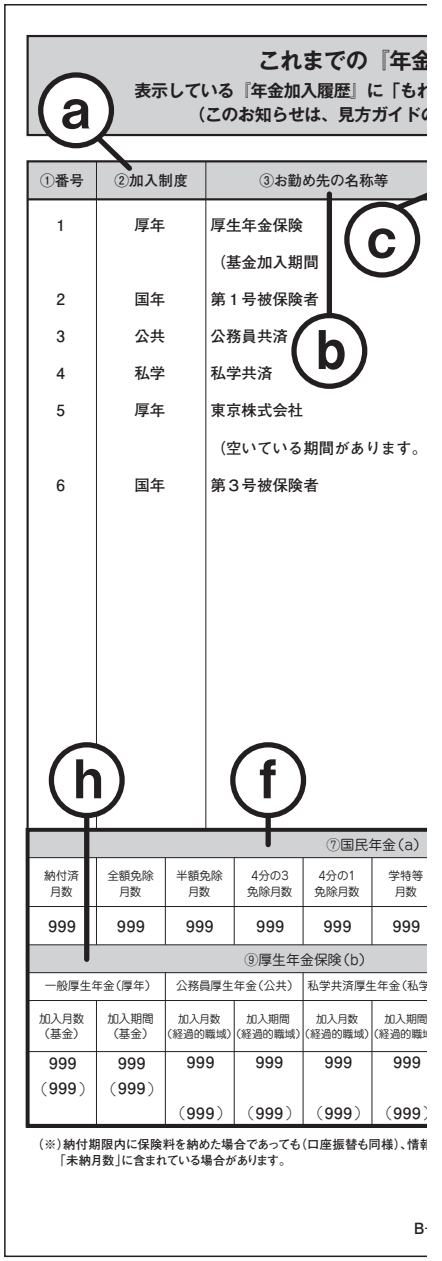

これまでの『年金
表示している『年金加入履歴』に「もれ
（このお知らせは、見方ガイドの

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等
1	厚年	厚生年金保険
		（基金加入期間
2	国年	第１号被保険者
3	公共	公務員共済
4	私学	私学共済
5	厚年	東京株式会社
		（空いている期間があります。
6	国年	第３号被保険者

⑦国民年金(a)					
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数
999	999	999	999	999	999

⑨厚生年金保険(b)					
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学	
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）
999（999）	999（999）	999（999）	999（999）	999（999）	999（999）

（※）納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報
「未納月数」に含まれている場合があります。

B-

ⓒ 「④資格を取得した年月日」欄

年金制度に加入した年月日を表示しています。

ⓓ 「⑤資格を失った年月日」欄

年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日の翌日）などを表示しています。
現在加入中の場合は、空欄となります。

ⓔ 「⑥加入月数」欄

1　「②加入制度」欄の年金制度ごとの
なお、被保険者の資格を失った年月日

2　「③お勤め先の名称等」欄が国民年
保険料の納付済月数と未納月数の合計

3　現在加入中の年金制度の場合は、こ
までの月数を表示しています。

入履歴』です。」の見方

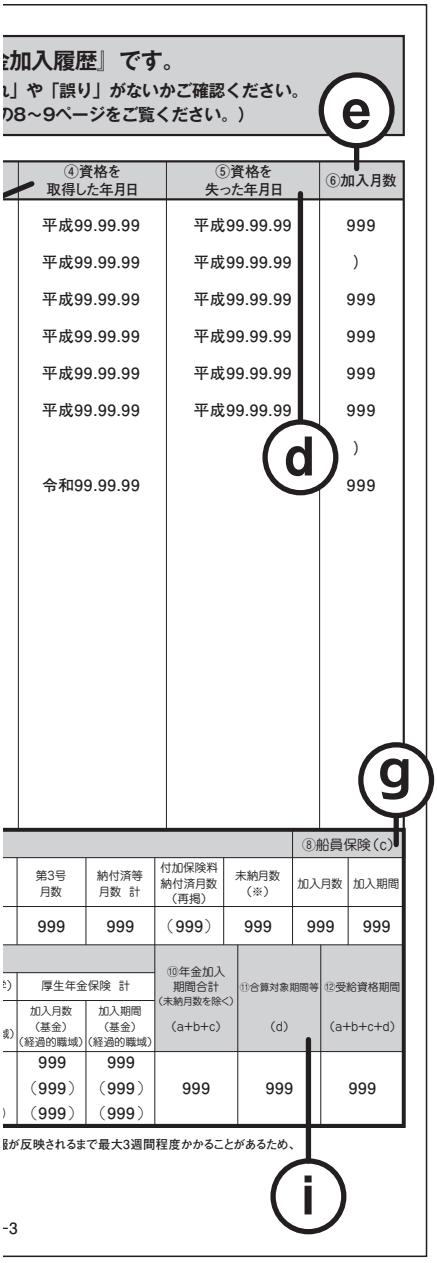

加入履歴』です。
」や「誤り」がないかご確認ください。
の8～9ページをご覧ください。）

④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	）
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
平成99.99.99	平成99.99.99	999
		）
令和99.99.99		999

⑧船員保険（c）

第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
999	999	（999）	999	999	999

厚生年金保険 計		⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）	⑪合算対象期間等	⑫受給資格期間
加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）	（a+b+c）	（d）	（a+b+c+d）
999 （999） （999）	999 （999） （999）	999	999	999

報が反映されるまで最大3週間程度かかることがあるため、

-3

f 「⑦国民年金」欄

国民年金の加入期間の月数を表示しています。

1 「納付済月数」欄

（1） 定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。

（2） 前納している場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間も表示しています。

2 「半額免除月数」、「3／4免除月数」および「1／4免除月数」欄

国民年金保険料の一部免除（半額免除、3／4免除および1／4免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

3 「学特等月数」欄

（1） 学特等期間（学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間）の月数を表示しています。

（2） 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

4 「未納月数（※）」欄

（1） 国民年金の第１号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。

（2） この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりの方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

（3） 国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等」欄に表示しています。

（4） 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する日本年金機構のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この『ねんきん定期便』の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

g 「⑧船員保険」欄 h 「⑨厚生年金保険」欄

1 船員保険および厚生年金保険の加入月数と加入期間を表示しています。

（1） 「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。

（2） 「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和６１年３月までは４／３倍し、昭和６１年４月から平成３年３月までは６／５倍して表示しています。
※ 船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

2 「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。
また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく経過的職域加算額（共済年金）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

i 「⑪合算対象期間等」欄

1 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

2 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この『ねんきん定期便』では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

3 「特定期間」は、ご提出いただいた『時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届』により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

加入月数を表示しています。
の属する月は、加入月数には算入されません。
金の「第１号被保険者」の場合は、国民年金
月数を表示しています。
の『ねんきん定期便』の作成年月日の前々月

「これまでの厚生年金保険における標準

ⓐ 「年度」欄

1　上段は年度を表示しています。
　４月から翌年３月までを1年度としています。

2　下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

（厚年）：厚生年金保険
（船保）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
（私学）：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

1　「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

（１）　地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年１１月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。
　※　平成元年１１月以前は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一されていなかったため、金額を表示していません。保険料が未納ということではありません。

（２）　産前産後休業期間および育児休業期間は、「納付したとみなされた額」を表示しています。

（３）　３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています。
　※　被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。

（４）　地方公務員共済組合または国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置後の標準報酬月額を基に計算して表示しています。

（５）　昭和６１年３月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。

（６）　国家公務員共済組合の加入期間は、昭和６１年３月以前の保険料納付額を「－」と表示しています。

（７）　国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「－」と表示しています。

2　「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

（１）　産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。

（２）　育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。

（３）　３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

3　「年度」欄の下段が「（厚年）」または「（船保）」の場合

（１）　産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。

（２）　育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。

（３）　３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

（４）　旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和６１年３月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。

（５）　旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成９年３月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。

（６）　旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成１４年３月以前）の保険料納付額を「－」と表示しています。

これまでの厚生年金保険における
表示している金額が当時の報酬と大幅
（このお知らせは、見方ガイドの

ⓐ

年度	種別	標準報酬月				
		４月	５月	６月	７月	８月
	※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入して 場合も、同様にブランクで示されますので、Ｂ－３の『年金加入					
平成99年（私学）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（公共）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（公共）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（公共）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（私学）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（私学）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
平成99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
令和99年（厚年）	標準報酬月額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99
	標準賞与額	0	0	999,999	0	
	保険料納付額	999,999	999,999	999,999	999,999	999,99

B-4

報酬月額などの月別状況です。」の見方

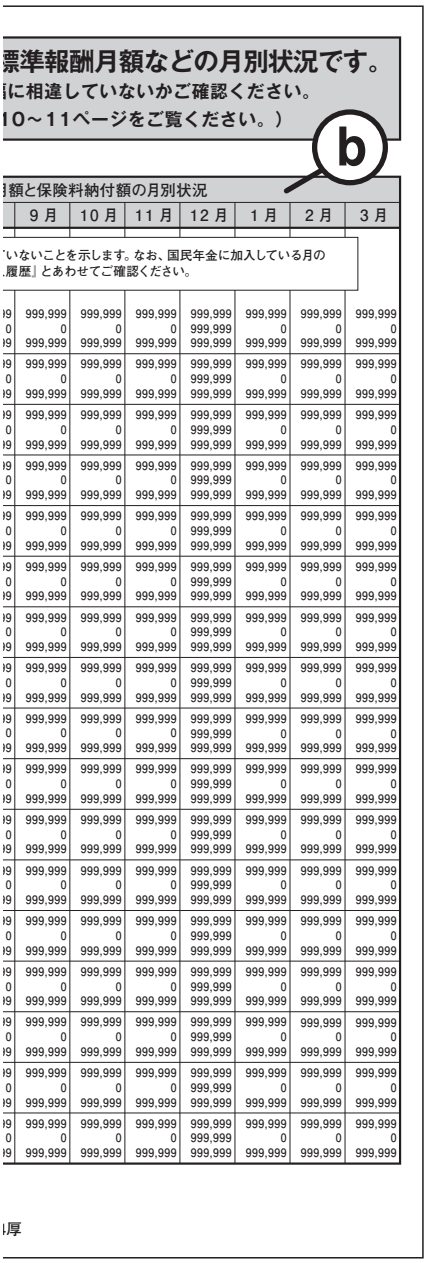

標準報酬月額などの月別状況です。
に相違していないかご確認ください。
10～11ページをご覧ください。）

b

額と保険料納付額の月別状況

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999
0	0	0	0	999,999	0	0	0
9	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999	999,999

いないことを示します。なお、国民年金に加入している月の
履歴」とあわせてご確認ください。

厚

厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額について

標準報酬月額および標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、被保険者が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

1　標準報酬月額

（1）　標準報酬月額とは、報酬（毎月の給料や手当等）の平均額から報酬月額を算定し、「標準報酬等級表」に当てはめて決定した金額です。

（2）　標準報酬月額には上限および下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は６５万円、下限（最低額）は８万８千円です。標準報酬月額の上限を超える場合は、上限で決定し、標準報酬月額の下限を下回る場合は、下限で決定しています。

①　標準報酬月額を決定する時期

標準報酬月額は、まず、就職したときに決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

＜定期的に決定する時期＞

平成１４年度まで	５月から７月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年１０月から適用します。
平成１５年度から	４月から６月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年９月から適用します。

※　このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。

②　標準報酬月額の決定の基となる報酬

ア　標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金および各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税および住民税などを控除する前のものとなります。

イ　報酬には、金銭に限らず、食事、住宅および通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費、慶弔費および出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

2　標準賞与額

（1）　標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。

（2）　標準賞与額の上限（最高額）は１回１５０万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は１５０万円で決定しています。

（3）　平成１５年４月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。

※　平成７年４月から平成１５年３月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていました。これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。
　したがって、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額および保険料納付額の月別状況」には表示していません。

3　保険料の計算と納付

厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主および被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。

※　折半する際の１円未満の端数の取扱いは、この『ねんきん定期便』では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

4　地方公務員共済組合の加入期間の特例

（1）　平成２７年９月までの地方公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制ではなく手当率制をとっていました。そのため、平成２７年９月までの地方公務員共済組合の加入期間にかかる標準報酬月額は、「掛金の標準となった給料月額」の千円未満の端数を切り捨てた額を表示しています。

（2）　昭和６１年４月前の昭和６１年４月に引き続く期間については、引き続く５年間の給料を昭和６１年水準に引き上げ、引き続く全期間の平均額に相当する額を表示しています。

ⓐ 「納付済月数等の内訳」欄

年度別に次の月数を表示しています。

1 「①納付」欄
国民年金保険料を納めている月数または第３号被保険者の期間の月数です。

2 「②免除」欄
国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。

3 「③学生納付特例等」欄
（１） 学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間（以下「学特等期間」といいます）の月数です。
（２） 学特等期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、年金額には反映されませんが、老齢年金の受給資格期間に算入されます。

4 「④計」欄
①～③の合計月数です。

ⓑ 「⑤未納」欄

1 国民年金保険料を納めていない月数です。

2 この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れ、かつ、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりがある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

3 一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月であるが、免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。

4 国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算・特定」欄に表示しています。

ⓒ 「⑥合算・特定」欄

1 「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

2 「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この『ねんきん定期便』では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。
※ この任意加入未納期間は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

3 「特定期間」は、ご提出いただいた『時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届』により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

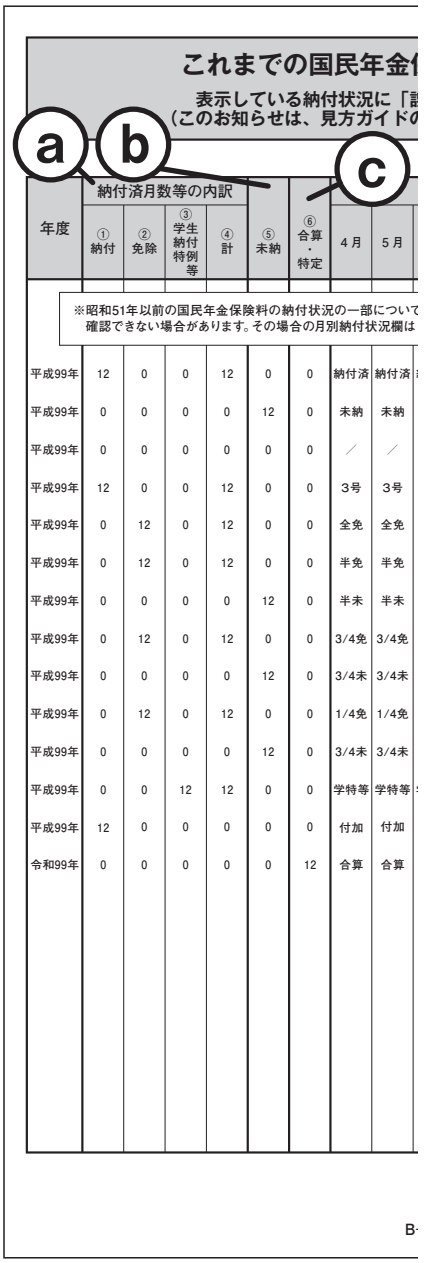

これまでの国民年金
表示している納付状況に「
（このお知らせは、見方ガイドの

年度	納付済月数等の内訳 ①納付	②免除	③学生納付特例等	④計	⑤未納	⑥合算・特定	4月	5月
※昭和51年以前の国民年金保険料の納付状況の一部について確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は								
平成99年	12	0	0	12	0	0	納付済	納付済
平成99年	0	0	0	0	12	0	未納	未納
平成99年	0	0	0	0	0	0	／	／
平成99年	12	0	0	12	0	0	3号	3号
平成99年	0	12	0	12	0	0	全免	全免
平成99年	0	12	0	12	0	0	半免	半免
平成99年	0	0	0	0	12	0	半未	半未
平成99年	0	12	0	12	0	0	3/4免	3/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未
平成99年	0	12	0	12	0	0	1/4免	1/4免
平成99年	0	0	0	0	12	0	3/4未	3/4未
平成99年	0	0	12	12	0	0	学特等	学特等
平成99年	12	0	0	0	0	0	付加	付加
令和99年	0	0	0	0	0	12	合算	合算

の納付状況です。」の見方

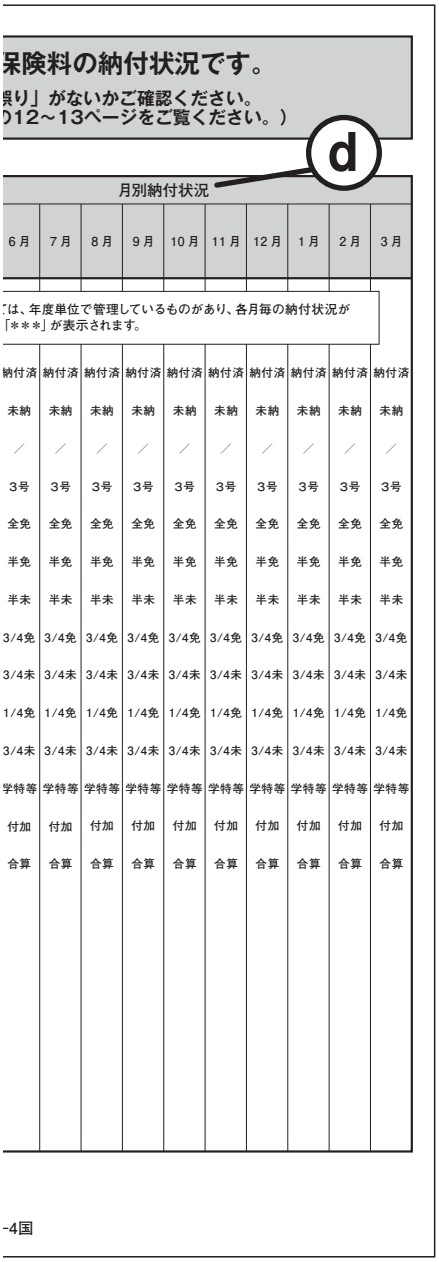

保険料の納付状況です。
誤り」がないかご確認ください。
012～13ページをご覧ください。）

d

月別納付状況

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ては、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が「＊＊＊」が表示されます。									
納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済	納付済
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号	3号
全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免	全免
半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免	半免
半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未	半未
3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免	3/4免
3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免	1/4免
3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未	3/4未
学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等	学特等
付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加	付加
合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算	合算

-4国

d 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 （国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 （または『ねんきん定期便』の作成時点で納付が確認できない月です。）
／	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
3号	国民年金第３号被保険者の月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
3／4免	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めている月の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
1／4免	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めている月の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特等	学生納付特例制度または若年者納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。 参考情報であり、年金を請求する時に書類による確認が必要です。
特定	ご提出いただいた『時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届』により、 「特定期間」として受給資格期間に算入される月の表示です。

≪マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービスのご案内≫

マイナ手続きポータルによる年金記録の電子交付サービスをご利用いただければ、公務員共済期間（平成２７年９月以前の期間も含みます）におけるご自身の年金加入記録や将来の年金見込額などの情報をねんきん定期便よりも最新のものがご覧いただけます。

なお、ご利用いただけるのは、組合員や組合員であった方が対象となり、次に掲げる方はご利用いただけません。

①退職一時金全額受給期間のみを有する方
②老齢厚生年金の受給開始年齢に到達している方
③退職共済年金、老齢厚生年金の年金受給者の方
④離婚時の年金分割制度の適用を受けた方

上記サービスは、マイナンバーカードと、スマートフォンまたはICカードライタの付いたパソコンが必要となります。利用申込みについては、当共済組合のホームページ[https://www.kouritu.or.jp/]をご覧ください。

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2－9－5
電　　話　03-5259-1122
受付時間　月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時から午後5時30分まで
※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いします。
※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただいております。ご理解くださいますようお願いします。
公立学校共済組合ホームページ https://www.kouritu.or.jp/　公立学校共済組合　検索

R8.9